

第1回士幌町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年7月20日(月)午後1時30分から午後2時30分

2. 開催場所 士幌町役場庁舎2階 庁議室

3. 出席委員(14人)

会 長		森 本 耕 二
会長職務代理者	1 番	足 立 雅 人
委 員	2 番	山 内 徳 彦
	3 番	渡 邊 一 元
〃	4 番	香 川 国 彦
〃	5 番	河 村 繁 美
〃	6 番	後 藤 範 雄
〃	7 番	小 野 寺 保
〃	8 番	岡 部 真 吾
〃	9 番	河 田 浩 美
〃	10 番	上 山 靖
〃	11 番	鎌 田 尚 吾
〃	12 番	七 條 光 寛
〃	13 番	遠 藤 政 雄

4. 議 事

第1 議事録署名委員の指定

1 番	足 立 雅 人
2 番	山 内 徳 彦

第2 互選第1号 農業委員会会長の互選について
互選第2号 農業委員会会長職務代理者の互選について
議案第1号 農業委員会小委員会委員の選任について
互選第3号 農業委員会小委員会の委員長及び副委員長の互選について
決定第1号 農業委員の議席の決定について
議案第2号 北海道農業会議会員の指名について
議案第3号 士幌町農地利用集積円滑化事業基金管理協議会委員の推薦
について
議案第4号 士幌町農業振興基金運用委員会の推薦について
協議第1号 各種委員会等の委員の選出について
報告第1号 農業会議から許可相当の答申について
議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第6号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第8号 農地等のあっせん申し出について
議案第9号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用
集積の決定について

7. 会議の概要

事務局

(三島局長)

ただ今から、令和2年度第1回土幌町農業委員会総会を開催いたします。わたくし、事務局長の三島でございます。改めましてよろしくお願いいたします。

本日の総会は、農業委員会等に関する法律第27条第1項にあります「通常行われます農業委員会の総会は会長が招集しますが、第1回目の総会は、会長と会長代理が決まりますまで市町村長が招集する」ことになっております。この規定に基づきまして土幌町長が招集いたしましたことをご報告いたします。

次に総会の定則数でございますが、同法同条第3項に「在任委員の過半数が出席しなければ開くことができない」と規定しておりますが、本日14名中14名が出席していますので、総会が成立しますことをここにご報告いたします。

最初に農業委員会憲章を斉唱します。皆様ご起立して頂き、最初の憲章の上段4行は係長が発声しますので、そのあとの一つの欄から続いて斉唱して下さい。

全員

【農業委員会憲章を斉唱する】

事務局

(三島局長)

ありがとうございました。ご着席ください。

つづきまして、土幌町長からご挨拶申し上げます。

小林町長

それでは大変ご苦労さまです。事務局からお話しがありましたように、農業委員会の選出方法については、3年前から選挙から市町村長の議会の同意を得て選任する方法に改正されているところであります。7月19日に任期満了となることから4月1日から28日に、14名の推薦候補をいただき5月8日に関係機関5名で構成されております、評価委員会からの報告をいただいたところであります。第2回定例町議会で初日の6月5日に選任同意の議決をいただいたところでございます。14名の委員の皆様には本日より3年間農業委員として職務を果たしていただくわけですが、本町の農業振興あるいは農村づくりの推進にご尽力いただくことをお願い申し上げます。農業農村を巡って国際化、あるいはグローバル化が進むなか、本年新しい食料・農業・農村基本計画がスタートするところでありますが、その中にはスマート農業や生産基盤整備の生産性の向上と、合わせて持続可能な農業構造確立に向けて、担い手育成化、法人化など経営形態の効率化も提供されているところであります。本町の農業についてご案内のとおり生産者の皆様と町農業委員会、農協をはじめとする関係機関の連携により生産額が450億円を超えており、高い生産性を占めているところであります。農業農村を巡る環境

がより多様化するなかで本町の機関である農業がさらに推進されることを合わせて、豊かな農村づくりがすすみ農業委員のみなさんのご尽力を心からご祈念いたしましてご挨拶とかえさせていただきます。どうぞよろしく願いいいたします。

事務局
(三島局長)

ありがとうございました。

次に、臨時議長の選出についてでございます。

農業委員会総会の議長は、地方自治法第107条を準用するとともに土幌町農業委員会総会会議規則第5条第1項で「会長は、総会の議長となり、議事を整理する」、また同じ第2項で「会長及び会長職務代理者が不在の場合は、委員中の最年長者が臨時議長となり、議長の職務を代行する」と定めています。

臨時議長の選出について、小林町長の進行で進めます。

小林町長

日程4、臨時議長の選出についてお諮りします。

ただ今、事務局からの説明のとおり、土幌町農業委員会総会会議規則第5条第2項に基づき、最年長者の遠藤政雄委員に臨時議長の就任を願いたいと思います。ご異議ありませんか。

各委員

ありません。

小林町長

異議なしと認め、臨時議長に遠藤政雄委員が就任することに決しました。よろしく願いいいたします。

臨時議長
(遠藤委員)

臨時議長のご指名を受けた遠藤でございます。本日はよろしく願いいいたします。日程5、互選第1号「農業委員会会長の互選について」をお諮りします。事務局から説明をお願いします。

事務局
(三島局長)

互選第1号「農業委員会会長の互選について」農業委員会等に関する法律第5条第2項及び土幌町農業委員会規則第2条に基づき土幌町農業委員会会長を互選願います。令和2年7月20日提出、土幌町長小林康雄

会長の選出については、農業委員会等に関する法律第5条第2項で「会長は、委員が互選した者をもって充てる」また、土幌町農業委員会規則第2条第1項で「会長の互選は、委員会委員の最初に開催される委員会の総会において行う」と定めていますが、互選の具体的な方法について定めがなく、歴代から指名推薦によって行ってきたところです。

以上でございます。

臨時議長

ただ今、事務局から説明がありましたが、どのような方法によるか、お諮

(遠藤委員)	りします。
七條委員	議長
臨時議長 (遠藤委員)	七條委員
七條委員	指名推薦とし、私に指名推薦権を認めていただきたいと思います。 よろしくお願ひいたします。
臨時議長 (遠藤委員)	七條委員から「指名推薦とし、七條委員に指名推薦権を認めてほしい」との発言がありましたが、他にご意見はありませんか。
各委員	ありません。
臨時議長 (遠藤委員)	異議なしと言うことで、「指名推薦とし、七條委員に指名推薦権を認める」ことに賛成の委員は挙手願ひます。 全員挙手
臨時議長 (遠藤委員)	全委員が賛成しましたので、「指名推薦とし、七條委員に指名推薦権を認める」ことと決しました。 七條委員、推薦お願ひします。
七條委員	会長に、森本耕二委員を推薦いたします。
臨時議長 (遠藤委員)	ただいま、七條委員から森本耕二委員との推薦がありました。 森本耕二委員を土幌町農業委員会会長にすることに賛成の委員は挙手を願ひます。 全員挙手
臨時議長 (遠藤委員)	全委員が賛成しましたので、森本耕二委員が土幌町農業委員会会長に当選されました。 ただ今、会長が選出されましたので、臨時議長を退任します。ご協力ありがとうございました。
事務局 (三島局長)	ありがとうございました。森本会長、臨時議長の席へ移動お願ひします。 ここで、森本会長からご挨拶申し上げます。

森本会長	ただ今、みなさま方からご推薦いただき、会長という職務を務めさせていただくこととなりました、土幌南地区の森本耕二でございます。私3期目でございますが農業委員会、農業法等につき難しい点があり、まだまだ勉強しなければいけない面があります。不安な面のほうが強い気持ちでいっぱいでございます。今回新しく3名の新人委員の方も入られたわけですが、新人委員含め私たち委員も農業委員としての自覚と責任と誇りを持って取り進めて参りたいと思います。事務局の皆様におかれましても何かとお世話になります、宜しく申し上げます。みなさん3年間宜しく申し上げます。
事務局 (三島局長)	ただ今、農業委員会会長が互選されました。土幌町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行につきましては森本会長にお願いいたします。
森本議長	日程7、互選第2号「農業委員会会長職務代理者の互選について」をお諮りします。事務局、説明願います。
事務局 (三島局長)	互選第2号「農業委員会会長職務代理者の互選について」農業委員会等に関する法律第5条第5項及び土幌町農業委員会規則第4条に基づき土幌町農業委員会会長職務代理者を互選願います。令和2年7月20日提出、土幌町農業委員会会長 農業委員会等に関する法律第5条第5項及び土幌町農業委員会規則第4条第1項で「会長が欠けたとき又は事故があるときは、委員が互選した者がその職務を代理する」と定めているため、互選しようとするものです。 なお、互選の具体的な方法については定めがなく、これまでは指名推薦によって行ってきたところです。以上でございます。
森本議長	農業委員会会長職務代理者をいかなる方法で互選するか、お諮りします。
後藤委員	議長
森本議長	後藤委員
後藤委員	指名推薦とし、私に指名推薦権を認めていただきたいと思います。
森本議長	後藤委員から「指名推薦とし、後藤委員に指名推薦権を認めてほしい」との発言がありましたが、他にご意見ありませんか。
各委員	ありません。

森本議長 他にないようですので、指名推薦とし、後藤委員に指名推薦権を認めることに賛成の委員は挙手願います。

全員挙手

森本議長 全委員が賛成しましたので、「指名推薦とし、後藤委員に指名推薦権を認める」ことに決しました。
後藤委員、推薦願います。

後藤委員 足立雅人委員を推薦します。

森本議長 後藤委員から足立雅人委員との推薦がありました。
足立雅人委員を土幌町農業委員会会長職務代理者にすることに賛成の委員は挙手を願います。

全員挙手

森本議長 全委員が賛成しましたので、足立雅人委員が土幌町農業委員会会長職務代理者にご当選されました。
ここで、足立会長職務代理者から、ご挨拶申し上げます。

足立代理 ただ今、ご推薦受けました西上地区の足立雅人でございます。期数は重ねておりますが実力がそれに伴っていないところもありますが、皆様のご協力の下、会長をサポートし全力で職務にあたりたいと思いますので、3年間どうぞよろしく願いいたします。

森本議長 日程9、農業委員及び農業委員会事務局員紹介をお願いします。遠藤委員から順に自己紹介をお願いします。

(各委員・事務局職員自己紹介)

森本議長 ここで、本日の総会の招集者である小林町長が退席されます。
今後ともよろしく願いいたします。

森本議長 日程10「議事録署名委員推薦について」でございますが、日程11「農業委員会小委員会委員の選任について」、日程12「農業委員会小委員会の委員長及び副委員長の互選について」と関連がありますが、議席をこれまでの慣例に基づき、1番を会長職務代理者、2番を農地小委員会委員長とし、今回の総会議事録署名委員に、1番と2番の委員を指名します。

日程11、議案第1号「農業委員会小委員会委員の選任について」をお諮りします。事務局、説明をお願いします。

事務局
(三島局長)

議案第1号「農業委員会小委員会委員の選任について」土幌町農業委員会小委員会規則第3条に基づき、次のとおり各小委員会の委員を選任したいので承認を求めます。令和2年7月20日提出、土幌町農業委員会会長

なお、土幌町農業委員会小委員会規則第3条第1項で「小委員会の選任方法は会長及び会長職務代理者が協議の上、本会議に提案し承認を得て決定する」、同条第2項に「小委員会の委員の定数は、農地小委員会10名以内、農業振興小委員会10名以内とし、会長及び会長職務代理者は各委員会に所属するものとする」と規定しています。

森本議長

ただいま説明がありましたとおり、各小委員会の委員につきまして過日協議を決定しておりますので、事務局から小委員会委員の選出結果を報告をお願いします。

事務局
(三島局長)

農地小委員会委員に、後藤委員、山内委員、七條委員、香川委員、小野寺委員、河田委員の6名。農業振興小委員会委員に、渡邊委員、遠藤委員、河村委員、上山委員、鎌田委員、岡部委員の6名で、会長、会長職務代理者は本町小委員会規則第3条第2項に基づき各小委員会には両方に所属することとなります。以上でございます。

森本議長

各小委員会委員の選出結果については、ただ今、事務局からの報告のとおりです。

続いて、日程12、互選第3号「農業委員会小委員会の委員長及び副委員長の互選について」事務局、説明をお願いします。

事務局
(三島局長)

互選第3号「農業委員会小委員会の委員長及び副委員長の互選について」土幌町農業委員会小委員会規則第5条第1項に基づき、各小委員会の委員長及び副委員長を互選願います。令和2年7月20日提出、土幌町農業委員会会長

なお、土幌町農業委員会小委員会規則第5条第1項で「小委員会に委員長1名、副委員長1名を置くものとし、選出方法は各小委員会の委員の互選による」と定めています。以上でございます。

森本議長

各小委員会の委員長、副委員長の互選については、ただ今、事務局からの説明のとおりです。

なお、各小委員会の委員長、副委員長の互選については過日協議し決定しておりますので、農地小委員会、農業振興小委員会の順で選出結果を報告願

	います。
小野寺委員	議長
森本議長	小野寺委員
小野寺委員	農地小委員会委員長に山内徳彦委員、副委員長に香川国彦委員に決定しました。
上山委員	議長
森本議長	上山委員
上山委員	農業振興委員会委員長に渡邊一元委員、副委員長に河村繁美委員に決定しました。
森本議長	ただ今、報告のあったとおり、農地小委員会委員長に山内徳彦委員、副委員長に香川国彦委員、農業振興小委員会委員長に渡邊一元委員、副委員長に河村繁美委員に決定しました。
森本議長	日程13、決定第1号「農業委員の議席の決定について」をお諮りします。事務局、説明をお願いします。
事務局 (三島局長)	決定第1号「農業委員の議席の決定について」土幌町農業委員会総会会議規則第7条に基づき議席の決定願います。令和2年7月20日提出、土幌町農業委員会会長 土幌町農業委員会総会会議規則第7条第1項で「議席は、あらかじめくじで定める」と定めていますが、慣例で1番を会長職務代理者、2番、3番を各小委員会委員長とし4番、5番を各小委員会副委員長とし、6番から11番までを委員の年齢順にくじ引きをして決めまして、団体から推薦されました七條委員が12番、利害関係を有しない物を含む形の委員として選出されました遠藤委員が13番の議席となります。以上でございます。
森本議長	ただ今、事務局から説明がありましたが、この方法で決定してよろしいか、お諮りします。
各委員	「異議なし」
森本議長	異議なしと認めます。

	<p>暫時休憩し、この間に選挙委員の抽選を行います。</p>
<p>事務局 (三島局長)</p>	<p>年齢順となりますので後藤委員よりお願いします。</p> <p>(暫時休憩)</p>
<p>森本議長</p>	<p>休憩を解き、会議を再開します。 くじの結果を事務局から報告させます。</p>
<p>事務局 (三島局長)</p>	<p>くじの結果を報告いたします。6番、後藤範雄委員、7番、小野寺保委員、8番、岡部真吾委員、9番、河田浩美委員、10番、上山靖委員、11番、鎌田尚吾委員。以上でございます。</p>
<p>森本議長</p>	<p>くじの結果は、ただ今、事務局から報告のとおりです。 暫時休憩し、各委員はただ今決定した議席へ移動願います。</p>
<p>事務局 (飯島係長)</p>	<p>書類と名札を持って移動をお願いします。</p> <p>(暫時休憩、委員移動)</p>
<p>森本議長</p>	<p>休憩を解き、会議を再開します。 士幌町長から付議された案件については、全て審議が終了しました。日程14以降については、別に日程を定め、会長名で告示するのが原則ですが、慣例により引き続き審議することとしたいと思います。宜しいでしょうか。</p>
<p>各委員</p>	<p>「異議なし」</p>
<p>森本議長</p>	<p>それでは、日程14、議案第2号「北海道農業会議の会員の指名について」をお諮りします。事務局、説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (三島局長)</p>	<p>議案第2号「一般社団法人 北海道農業会議会員の指名について」北海道農業会議定款中の第6条第4項第一号(普通会員)として指名したいので審議願います。令和2年7月20日提出、士幌町農業委員会会長 一般社団法人北海道農業会議の定款にあります第6条第4項第一号の普通会員の選出についてであります。ちなみに現在は北海道内の全市町村とも農業委員会会長が就任されております。以上でございます。</p>
<p>森本議長</p>	<p>これまでも慣例で会長が北海道農業会議の会員に就任してきましたが、こ</p>

れまでどおりとしてよろしいか、お諮りします。

各委員 「異議なし」

森本議長 では、会長が北海道農業会議の会員に就任することに決定しました。

森本議長 日程15、議案第3号「士幌町農地利用集積円滑化事業基金管理協議会委員の推薦について」をお諮りします。
事務局、説明をお願いします。

事務局 (三島局長) 議案第3号「士幌町農地利用集積円滑化事業基金管理協議会委員の推薦について」農地利用集積円滑化事業基金の運用に関する規則第2条に基づき、次のとおり推薦したいので承認を求めます。令和2年7月20日提出、士幌町農業委員会会長
当協議会委員の推薦については、農地利用集積円滑化事業基金の運用に関する規則第2条で「農業委員会会長が農業委員から5名を推薦する」と定めています。以上でございます。

森本議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、農業委員会から会長、会長職務代理者、農地小委員会委員長、農業振興小委員会委員長、農地小委員会副委員長の5名を推薦したいと思いますが、よろしいでしょうか。

各委員 「異議なし」

森本議長 農地利用集積円滑化事業基金管理協議会委員に、会長、足立会長職務代理者、山内農地小委員長、渡邊農業振興小委員長、香川農地小副委員長を推薦することに決定しました。

森本議長 日程16、議案第4号「士幌町農業振興基金運用委員会委員の推薦について」をお諮りします。事務局、説明をお願いします。

事務局 (三島局長) 議案第4号「士幌町農業振興基金運用委員会委員の推薦について」農業振興基金の運用に関する規則第2条に基づき、次のとおり推薦したいので承認を求めます。令和2年7月20日提出、士幌町農業委員会会長
当委員会委員の推薦については、農業振興基金運用の関する規則第2条で「農業委員会会長が農業委員から1名を推薦する」と定めています。
以上でございます。

森本議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、農業委員会から慣例で会長を推

薦ということですがよろしいでしょうか。

各委員 「異議なし」

森本議長 土幌町農業振興基金運用委員会委員に、わたくしが推薦することと決定いたしました。

森本議長 日程17、協議第1号「各種委員会等の委員の選出について」をお諮りします。事務局、説明をお願いします。

事務局 (三島局長) 協議第1号「各種委員会等の委員の選出について」このことについて、次のとおり協議を求めます。令和2年7月20日提出、土幌町農業委員会会長
今回、選出しなければならない委員は、土幌町農業再生協議会会員4名、土幌町農業振興対策本部審議会委員1名、土幌町都市交流推進委員会委員1名、土幌町酪農・畜産クラスター協議会委員1名、土幌町農業担い手支援協議会役員2名です。これまでは土幌町農業再生協議会委員には会長・代理・各小委員長の4名が、土幌町農業振興対策本部審議会委員及び土幌町都市交流推進委員会委員及び土幌町酪農・畜産クラスター協議会委員には会長が、土幌町農業担い手支援協議会役員には農業振興小委員長、小副委員長が選出されております。以上でございます。

森本議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、土幌町農業再生協議会会員に、会長と足立代理、山内農地小委員長、渡邊農業振興小委員長が、土幌町農業振興対策本部審議会委員及び土幌町都市交流推進委員会委員及び土幌町酪農・畜産クラスター協議会委員には、会長。土幌町農業担い手支援協議会役員2名は渡邊農業振興小委員長と河村農業振興小副委員長としてよろしいでしょうか。

各委員 「異議なし」

森本議長 それではそのように決定いたしました。

森本議長 日程18会務報告について、事務局より説明願います。

事務局 【会務報告を朗読】
(三島局長)

森本議長 それでは会務報告の補足説明を求めます。足立代理。

1 番 (足立代理)	ありません。
森本議長	山内農地小委員長
2 番 (山内委員)	ありません。
森本議長	渡邊農業振興小委員長
3 番 (渡邊委員)	ありません。
森本議長	会務報告について皆さんの方から何かありますか。
各委員	ありません。
森本議長	会務報告につきましては報告のとおりとします。 続きまして日程 19、報告第 1 号「北海道農業会議から許可相当の答申について」を事務局より朗読と説明をお願いします。
事務局 (飯島係長)	報告第 1 号「農業会議から許可相当の答申について」6 月 8 日の農業委員会総会において審議した次について、6 月 19 日に開催された農業会議常任会議員会議の審査の結果、6 月 19 日付けで許可の答申があったことを報告します。令和 2 年 7 月 20 日提出、士幌町農業委員会会長
	【報告第 1 号、議案書をもとに朗読と説明】
森本議長	ただいまの報告第 1 号について、意見質問はありませんか。
全員	ありません。
森本議長	ないようですので報告第 1 号は承認されました。 次に、日程 20、議案第 5 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」事務局より説明願います。
事務局 (飯島係長)	議案第 5 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」次のとおり、許可申請があったので審議願います。令和 2 年 7 月 20 日提出、士幌町農業委員会会長

【議案第5号、議案書をもとに朗読と説明】

森本議長 それでは、所有権移転番号1番、〇の〇〇〇〇さんから〇〇の〇〇〇〇さんへの売買の件につきまして調査員の報告を求めます。

(2番)
山内委員 現地を確認して参りました。買主の〇〇〇〇さんは経営耕作地のすべてを適切に耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況から見ても新たに農地を取得して、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。ここにご報告いたします。

森本議長 この件につきまして意見質問を求めます。意見質問はありませんか。

全員 ありません。

森本議長 ないようですので議案第5号は承認されたものとします。
次に、日程21、議案第6号農地法第4条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局
(飯島係長) 議案第6号農地法第4条の規定による許可申請について次のとおり、許可申請があったので審議願います。なお、許可相当と決し場合、農地法第4条第3項の規定に基づき北海道農業会議に諮問し、農業会議から許可相当の答申により農業委員会会長の専決により許可を行うこととする。令和2年7月20日提出、士幌町農業委員会会長

【議案第6号、議案書をもとに朗読と説明】

森本議長 それでは番号1番、〇〇〇〇〇の〇〇〇〇さんの件について意見質問はありませんか。

全員 ありません。

森本議長 それでは、ここで〇〇委員退席願います。
番号2番、〇〇〇〇の件につきまして意見質問ありませんか。

全員 ありません。

森本議長 それでは、〇〇委員席にお戻りください。
番号3番、同じく〇〇〇〇の件につきまして意見質問ありませんか。

全員	ありません。
森本議長	ないようですので議案第6号は承認されました。 次に、日程22、議案第7号農地法第5条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。
事務局 (飯島係長)	議案第7号農地法第5条の規定による許可申請について次のとおり、許可申請があったので審議願います。なお、許可相当と決した場合、農地法第5条第3項の規定に基づき北海道農業会議に諮問し、農業会議から許可相当の答申により農業委員会会長の専決により許可を行うこととする。令和2年7月20日提出、士幌町農業委員会会長 【議案第7号、議案書をもとに朗読と説明】
森本議長	番号1番、〇〇の〇〇〇〇さんと〇〇さんの転用の件について意見質問ありませんか。
全員	ありません。
森本議長	番号2番、〇〇〇〇の〇〇〇〇さんと〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の転用の件について意見質問ありませんか。
全員	ありません。
森本議長	ないようですので議案第7号は承認されました。 議案第8号「農地等のあっせん申し出について事務局より説明願います。
事務局 (飯島係長)	次に、日程23、議案第8号「農地等のあっせんについて」次のとおり、申し出があったので審議願います。令和2年7月20日提出、士幌町農業委員会会長 【議案第8号、議案書をもとに朗読】
森本議長	番号1番、〇〇〇〇の件につきまして、意見質問ありませんか。
(3番) 渡邊委員	この件につきまして〇〇地区農用地利用調整協議会のほうに一任願います。

森本議長 渡邊委員よりこの件については、〇〇地区農用地利用調整協議会のほうに一任願いたいということですが、よろしいですか。

全員 はい。

森本議長 それでは、〇〇地区農用地利用調整協議会のほうに一任願いたいと思います。

次に、日程24、議案第9号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について事務局より議案の説明願います。

事務局 (飯島係長) 議案第9号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、土幌町より決定の求められた次の農用地利用集積計画について審議願います。令和2年7月20日提出、土幌町農業委員会長

【議案第9号、議案書をもとに朗読】

森本議長 貸借権番号1番、〇〇〇の〇〇〇〇さんから〇〇の〇〇〇〇さんへの貸借の件につきまして、意見質問ありませんか。

全員 ありません。

森本議長 ないようですので、議案第9号は承認されました。
議案の方は以上で終了したいと思います。
以上をもちまして土幌町農業委員会第1回総会を閉会いたします。

午後2時30分 閉会